

板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 22 日 区長決定

改正 令和 7 年 3 月 7 日決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、鉄道事業者が区内鉄道駅において行う可動式ホーム柵等整備事業に対して、その経費の一部を板橋区（以下「区」という）が鉄道事業者へ補助することにより、高齢者及び障がい者を含む全ての人々の鉄道利用における安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者（東京都交通局及び東京地下鉄株式会社を除く。）をいう。
- (2) 区内鉄道駅 鉄道事業者が板橋区内に所有する既存の鉄道駅（平成 26 年 3 月 31 日までに設置された駅に限る。）をいう。
- (3) 可動式ホーム柵等整備事業 区内鉄道駅に、可動式ホーム柵及びそれに付随する固定柵（以下「可動式ホーム柵等」という。）を設置整備する事業をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 区の補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、区内鉄道駅において、鉄道事業者が区内鉄道駅利用者のホームにおける転落、鉄道車両との接触等の事故防止を目的として行う可動式ホーム柵等整備事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 区の補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に要する経費のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連附帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を除く。）から寄附金その他収入を控除した額とする。ただし、仕入控除を行う場合における当該仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費としない。

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の交付額は、可動式ホーム柵等 1 列につき 40,000 千円を限度とし、補助対象経費に 6 分の 1 を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 都市基交第 488 号。）に基づく補助金の

交付決定を受けた事業についての補助金の交付額は、可動式ホーム柵等 1 列につき 80,000 千円を限度とし、かつ前条に定める補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額の範囲内とする。

2 前項の交付額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第 1 項に規定する補助金の交付は、予算の範囲内で行う。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする鉄道事業者（以下「申請者」という。）は、鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請をするものとする。

(1) 補助金交付申請額の算出方法を示す書類

(2) 補助対象事業の計画に係る図面（全体及び当年度の事業範囲を明らかにしたもの）

(3) その他関係書類

(4) 申請者が法人住民税を滞納していないことを証する書類（納税証明書）

(補助金の交付決定等)

第 7 条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の適否を決定し、鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）又は鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(補助対象事業の変更)

第 8 条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る内容に変更が生じた場合、速やかに鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金変更交付申請書（別記第 4 号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請をし、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第 9 条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定変更通知書（別記第 5 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の申請)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助対象事業中止（廃止）承認申請書（別記第 6 号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに事故報告書（別記第 7 号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、区長の求めがあったときは、速やかに補助対象事業の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る区の会計年度が終了したときは、速やかに鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金実績報告書（別記第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告額の算出方法を示す書類
- (2) 補助対象事業の実施内容を示す図面
- (3) 補助対象事業の実施内容を示す写真
- (4) その他関係書類

(補助金の額の確定及び通知)

第 14 条 区長は、前条の規定により提出があった実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金確定通知書（別記第 9 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金請求書（別記第 10 号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金に係る経理)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業が法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定(一部)取消通知書(別記第 11 号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(取得財産の整理)

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得時期又は効用の増加した時期、所在場所、価格、取得財産に係る補助金等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 19 条 補助事業者は、次に掲げる帳簿等を、次項に定める期間保存しなければならない。

- (1) 取得財産の得喪に関する書類
- (2) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項の期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成 22 年国土交通省告示第 505 号)に定める期間とする。

(取得財産の管理)

第 20 条 補助事業者は、取得財産について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、取得財産について、第 19 条第 2 項の期間を経過するまでは、区長が承認する場合を除き、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供をしてはならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する区長の承認に当たっては、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第 12 号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、第 1 項の承認をしようとするときは、補助事業者に交付した補助金のうち、同項の規定による使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供から第 19 条第 2 項の期間が経過するまでの期間に相当する部分を当該補助事業者へ返還させるものとする。この場合にお

いて、当該使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供により補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金の額の範囲内において、その利益の全部又は一部を納付させるものとする。

(補助対象事業である旨の表示)

第 22 条 補助事業者は、事業完了後、可動式ホーム柵等の整備が補助対象事業である旨の表示を鉄道駅利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）の定めるところによる。

(委任)

第 24 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付申請書

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業を実施したく、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象事業を実施する駅の名称並びに事業の目的及び内容

（1）駅の名称

（2）目的及び内容

2 補助対象事業の実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助対象経費の額 円

4 補助金交付申請額 円

5 添付書類

- （1）補助金交付申請額の算出方法を示す書類
- （2）補助対象事業の計画に係る図面
- （3）その他関係書類
- （4）申請者が法人住民税を滞納していないことを証する書類（納税証明書）

第 年 月 日 号

様

板橋区長

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象事業を実施する駅の名称

2 補助対象経費の額 円

3 補助金交付決定額 円

4 交付条件

- (1) 申請者は補助対象事業の実施にあたり、「板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱」(令和 6 年 3 月 22 日区長決定)の規定を順守すること。
- (2) (1)のほか、その他補助金の交付に係る事項は、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和 42 年板橋区規則第 3 号)の規定により処理する。
- (3) 申請者は、区長が可動式ホーム柵等の整備の課題を検討するために必要な、列車運行に対する影響などのデータを、別途、区長に提出すること。

5 申請の撤回

この補助金交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後 2 週間以内に申請の撤回をすることができる。

別記第 3 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

板橋区長

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金について、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業を実施する駅の名称
- 2 不交付の理由

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金について、下記のとおり変更することにつき承認を受けたいので、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業を実施する駅の名称

2 変更の理由

3 変更の内容（※必要に応じて項目を加除すること）

(1) 補助対象事業

ア 変更前

イ 変更後

(2) 補助対象経費

ア 変更前

円

イ 変更後

円

ウ 増減額

円（イ－ア）

(3) 補助金交付申請額

ア 既交付決定額

円

イ 変更交付申請額

円

ウ 増減額

円（イ－ア）

4 添付書類

(1) 補助金交付申請額の算出方法を示す書類

(2) 補助対象事業の変更の内容に係る図面

(3) その他関係書類

第 年 月 日 号

様

板橋区長

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定の変更申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象事業を実施する駅の名称

2 補助金交付決定の変更内容（※必要に応じて項目を加除すること）

(1) 補助対象事業

ア 変更前

イ 変更後

(2) 補助対象経費

ア 変更前

円

イ 変更後

円

ウ 増減額

円（イ－ア）

(3) 補助金交付決定額

ア 既交付決定額

円

イ 変更交付決定額

円

ウ 増減額

円（イ－ア）

3 変更交付決定条件

（ 年 月 日付け 第 号鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付決定通知書記 4 と同一とする。）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金について、補助対象事業を中止（廃止）することについて承認を受けたいので、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 補助対象事業を実施する駅の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置
- 4 中止の期間及び再開後の完了予定日（※中止の場合）
 - (1) 中止の期間
年 月 日から 年 月 日まで
 - (2) 完了予定日
- 5 添付書類
 - (1) 補助対象経費及び補助金交付決定額のうち既施行部分額を算出した書類
 - (2) その他関係書類

別記第 7 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

事故報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

- 1 補助対象事業を実施する駅の名称
- 2 事故の内容
- 3 事故の理由・原因
- 4 事故に対する補助事業者の措置
- 5 事故が事業に及ぼす影響

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業が完了したので、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業を実施した駅の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 実績報告額 円
- 4 添付書類
 - (1) 実績報告額の算出方法を示す書類
 - (2) 補助対象事業の実施内容を示す図面
 - (3) 補助対象事業の実施内容を示す写真
 - (4) その他関係書類

別記第 9 号様式（第 14 条関係）

第 年 月 日 号

様

板橋区長

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業実績報告についてその内容を審査した結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められたため、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 補助対象事業を実施した駅の名称 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金確定交付額 | 円 |

別記第 10 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の確定交付額の通知を受けた
板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象事業を実施した駅の名称
- 2 請求金額 円
- 3 振込先

板橋区長

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知を行った板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業について、下記のとおり補助金の交付決定を（一部）取り消したので、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

1	補助対象事業を実施する駅の名称		
2	取消しの種類	一部	全部
3	交付決定額又は確定交付額		
	取消し前		円
	取消し後		円
4	取消しの理由		

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
（申請者）名称又は商号
代表者名

財産処分承認申請書

板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、板橋区鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱第 21 条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 補助対象事業を実施した駅の名称
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項